

2022

『北方領土の日』根室管内住民大会が開催されました



北方領土の日である2月7日に、2022「北方領土の日」根室管内住民大会が根室市総合文化会館で開催されました。

本年は昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客とし、式典のみが執り行われ、本町からは町長と議長が出席しました。

式典の様子はYouTubeチャンネル北隣協「原点の声」でライブ配信され、135人が視聴しました。動画は同チャンネルでアーカイブ視聴が可能です。

問合せ／企画振興担当（内線2214）



国民健康保険税の納め忘れはありませんか

令和3年度の国民健康保険税は、2月28日(月)で全ての納期が終了しました。いま一度納め忘れが無いかをご確認いただき「納付書を紛失してしまった」「困難な事情により納付ができない」などの場合は、下記担当までご連絡ください。

令和3年度分の町税滞納者に対しては、4月に町税催告状を送付します。納付されず、納税相談もない場合には滞納処分が執行されますので、納付が困難な場合には必ずご相談ください。

本年度の
債権調査・差押件数

■債権の調査	650件
■債権の差押	51件
(令和4年1月末現在)	

問合せ／収納対策担当

(内線1115・1116)

納税が困難な場合は必ずご連絡ください



固定資産税の 縦覧期間が始まります

縦覧制度とは、自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、土地と家屋の固定資産価格の帳簿をご覧いただく制度です。

■縦覧できる内容（地番を指定していただく必要があります。）

【土地】地目、地積、評価額など 【家屋】建築年、床面積、評価額など

■縦覧できる人 町内に所在する固定資産（土地、家屋）を所有している当該年度分の固定資産税の納税者、固定資産の共有者、委任を受けた代理人です。

縦覧には、運転免許証などの本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状が必要です。

■縦覧期間 4月1日(金)から6月30日(木) ※土曜日、日曜日、祝日を除く

■縦覧の手数料 無料です。なお、縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。

■縦覧場所 役場税務課窓口、各支所

■価格に不服のある場合 縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ／課税担当（内線1113・1114）

令和3年度分の固定資産税に係る 価格に関する審査申し出の特例について

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が、令和3年度に講じられました。この措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過するまでの間に、審査申し出ができます。

詳しくは右記担当までお問い合わせください。

問合せ／課税担当（内線1113）

所得税・町道民税 申告について

昨年に引き続き役場で行う確定申告会場は、混雑緩和のため**事前予約制**とさせていただきます。

詳しくは、広報別海1月号または町ホームページをご確認ください。

申告相談日程・会場	会 場	相 談 対 象
■期間 3月15日(木)まで ※土曜日、日曜日を除く ■時間 午前9時から午後4時	根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎) ※受付は午後4時まで	■全ての所得税申告(営業・事業・譲渡・山林所得者など) ■消費税、相続税、贈与税申告
	役場本庁舎1階 103会議室	■一般確定申告(給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者など) ■町道民税申告
	西春別支所、尾岱沼支所 ※最終日は午後3時まで	■給与・年金所得の確定申告(A表のみ) ■町道民税申告



事前予約方法

本年から、電話予約に加えてインターネットでの事前予約を導入しています。ネット予約は期間中であれば24時間いつでもどこでも予約可能となっていますので、ぜひご活用をお願いします。また、ネットで予約をしたいが、使用方法が分からないなどお困りの際は役場税務課までご連絡ください。

(ネット予約) ・予約受付 3月11日(金)まで ※24時間対応

・予約方法 お手持ちの端末から下記URLまたは二次元コードを読み取り、順に沿って入力し、予約を完了してください。予約後、入力したアドレスにメールが届きます。予約の確認やキャンセルは予約完了メールから手続きに進んでください。

URL <https://logoform.jp/form/2W7T/40453>

ネット予約フォーム



(電話予約) ・予約受付 3月11日(金)まで(土曜日、日曜日除く)

午前8時45分から午後5時30分

・予約方法 役場税務課へ電話し、申告期間内の希望日時を伝えてください。

申告期間の延長について

新型コロナウイルスの影響により申告が困難となる方については、国税庁での申告相談が4月15日(金)まで延長可能とされていますが、別海町役場での申告相談は3月31日(木)までとなっています。3月16日(水)以降の申告は税務課窓口で行いますので事前に電話でご相談の上、お越しく下さい。

4月1日(金)以降は、根室税務署での申告相談となりますのでご了承ください。

来庁される方へのお願い

- ・感染症等の拡散を防ぐため、事前にご自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は来庁をご遠慮ください。
- ・受付会場に入場される場合はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、受付会場への入場をお断りさせていただきます。
- ・1人当たりの時間に限りがありますので、長時間の滞在を回避するため、収支内訳書等の書類は必ず作成してからご来庁ください。長時間滞在することにより、他の予約者にも迷惑が掛かることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

町ホームページ検索キーワード

確定申告

検索

問合せ

■根室税務署 TEL0153-23-3261

■役場税務課課税担当 TEL75-2111 (内線1111・1112)

■西春別支所 TEL77-2131

■尾岱沼支所 TEL0153-86-2166

■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>